

にしかつら

平成20年
7
月号



「スクールガード」



発行：西桂町役場 総務課 広報担当

広報に関するご意見・ご質問は

TEL : 0555-25-2121 FAX : 0555-20-2015
E-mail : kouhou@town.nishikatsura.yamanashi.jp



平成20年6月1日から、道路交通法の一部改正により後部座席のシートベルト着用が義務化されました。運転席、助手席はもちろんのこと、後部座席においてもシートベルトを正しく着用しましょう。

シートベルトを
着用して下さい！

総務課



「子どもは町民の手で守る」 西桂にもスクールガードが

教育委員会

5月12日にスクールガードの委嘱式が行われ、西桂町にもスクールガードリーダーと、住民ボランティアの方々からなる、子どもたちを守る組織「スクールガード」が立ち上がりました。ここに至るまでには、スクールガードリーダーの渡辺貞夫さんや、各地区の区長さんに大変なご尽力を頂きました。

スクールガードの目的は、「児童・生徒を登下校時に事故や事件から守ること、地域で子どもたちが安全・安心に生活できるように、見守りや声かけをすること」です。各地区で活動状況を拝見させていただきますと、スクールガードの皆さんは、「自分たちが子どもたちを守るんだ」という誇りを持って活動していただいております。また、微笑みながら、子どもたちと挨拶を交わし合っている姿からは、いたわりや優しさがにじみ出ており、子どもたちの成長を温かく見守っておられる様子が伝わってまいります。子どもたちも、町中の方々に見守られ安全に安心して生活できる喜びを感じていることと思います。



この活動を一つのきっかけとして、町民の皆さんの横のつながりが強まり、「西桂町は、自分たちの町なんだ」という意識が今まで以上に増し、「自分たちでできることは自分たちで解決していく」という主体的な町創りに結びついていければと考えております。

教育長 川村 奇子郎

***スクールガードの活動にご協力いただける方は、区長さんか、教育委員会までお申し出下さい。**

夏の星空観察

親子で夏の三角形や
木星を探してみよう

日時 7月29日(火)

午後8時～9時 雨天順延

場所 西桂中学校グラウンド

内容 星空の観察をとおして、

親子で夏の星空を楽しみます。

定員 先着10組20名(原則親子

での参加といたします。)

申し込み方法

7月22日(火)から24日(木)までの

間に教育委員会までお申し込み

ください。

お問合せ先

社会教育担当 川村

青少年育成西桂町民会議

内閣府では、昭和54年の国際児童年を契機として、学校が夏休みに入る毎年7月を「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」と定め、関係省庁、都道府県、市区町村、民間団体等と連携しながら総合的な非行防止活動を展開しています。

当会議も、町内の関係機関団体のみならず地域の方々の参加も得て、青少年の規範意識の醸成及び社会環境の浄化を図ることを始めとした諸施策、諸活動を有機的な連携の下に集中的に

実施し、青少年の非行防止と保護の徹底を図ることとしていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。

なお、その関連事業といたしまして次のおり講演会を実施いたしますので皆様の参加をお待ちしております。

日時 7月9日(水) 午後7時~
場所 西桂中学校多目的ホール
演題 子ども理解のセンスを磨くために

講師 広瀬理奈先生
お問合せ先

社会教育担当 川村

産業振興課

最低賃金法が改正されました

最低賃金の決定基準や罰金の上限額、派遣労働者への適用などについて改正が行われ、平成19年12月5日に交付されました。
※施行期日は、平成20年7月1日です。

「地域別最低賃金」・地域別最低賃金の決定にあたっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護施策との整合性にも配慮することとなります。

地域別最低賃金の不払いの場合の罰金額の上限が2万円から50万円に引き上げられます。

「産業別最低賃金」・産業別最低賃金については、その不払いについては、最低賃金の罰則は適用されなくなり、労働基準法の賃金の全額払違反の罰則(罰金の上限30万円)が適用されます。

「適用除外規定」・障害により著しく労働能力の低い者等に関する適用除外が廃止され、最低賃金の減額特例が新設されます。

「派遣労働者の適用」・派遣労働者については、派遣先の地域(産業)の最低賃金が適用されます。

「最低賃金額」・時間額、日額、週額または月額で定めることとされていた最低賃金額の表示単価が、時間額のみとなります。

●山梨県最低賃金

時間額 665円

(H19.10.28日適用)

●山梨県の産業別最低賃金

電器機械器具、情報通信機械器具、電子部品、デバイス製造業

時間額 770円

(H19.12.6日適用)

自動車部品・同附属品製造業

時間額 778円

(H19.12.8日適用)

お問合せ先

・山梨労働局賃金室

☎055・225・2854

・最寄の労働基準監督署
都留署

☎0554・43・2195

平成20年度塗装教室

ボード壁・木などの塗り方を、実習を通して学びます。

日時 平成20年9月10日(水)

午前9時~午後4時

講師 山梨県塗装工業会

受講料 3,150円

定員 30名(最小開講人数15人)

申込方法 参加申込書に必要事項を記入の上、お申込ください。

電話・FAXでも受付けます。

締切日 平成20年9月1日(月)広

州会場及び申込先山梨県中小企

業人材開発センター山梨県職業

能力開発協会・山梨県技能士会

〒400・0055

甲府市大津町2130・2

☎055・243・4916

FAX055・243・4919

参加申込書は役場産業課商工係

にあります。

●農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地でなくすこと、すなわち農地に区

画形質の変更を加えて住宅用地

や工場用地、道路、山林などの

農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地でなくすこと、すなわち農地に区

画形質の変更を加えて住宅用地

や工場用地、道路、山林などの

農地転用とは？

農地を一時転用とは？

農地を一時的な資材置き場、

作業員仮宿舎、砂利採取場など

として利用する場合も転用に

なり、許可が必要です。

農地の転用には許可が必要で

す。

農地は農業生産の基盤であり、

食料の生産はもとより、景観・

環境保全や防災など、重要な機

能と役割も果たしています。し

かし、一度農地以外のものにさ

れると元に戻すことが難しく、

許可なく勝手に農地以外のもの

に転用すると、計画的な土地利

用ができず、周辺農業へ支障を

生じることがあるなど周りの皆

さんの迷惑になります。そのた

め、農地を転用する場合には、

許可等の手続きが必要なのです。

●農地転用の手続きは？

転用の手続きには、次の①・②

の2つのケースがあります。

①農家が自分の所有する農地を

転用する場合

(農地法第4条申請)

②事業者などが農地を買ったり

借りたりして転用する場合

(農地法第5条申請)

①・②の申請に対する許可は、

地元農業委員会を経由し知事が

行います。但し、4haを超え

る農地転用の場合には農林水産

大臣の許可となります。

農地を転用して住宅や工場等

を建設する場合、農地法以外に

も農振法や都市計画法等の他法

令によって建設等が規制される

場合があります。この場合には、

他法令による許認可等が得られ

る見通しがない限り農地転用の

許可は行われません。特に、農

振農用地区域内農地は、原則転

用できません。転用するため

は区域からの除外が必要になり

ます。

●許可なく転用したら？

無断転用には厳しい罰則

許可を受けないで農地の転用

をした場合は、農地法に違反す

ることとなり、農地等の権利取

得の効力が生じないだけでなく、

都道府県知事は工事の中止、原

状回復(仮に工事が完成してい

ても、建物が建設されても、元

の農地に戻して頂くことになり

ます。)などを命ずることがで

きます。

無断転用(農地法第4条・第

5条の違反)をした者は、3年

以下の懲役又は300万円以下

の罰金に処することとされてい

ます。(農地法第92条)

また、知事の原状回復命令に

違反した者は、6月以下の懲役

又は30万円以下の罰金となっ

ています。(農地法93条)

7月6日(日)は
農業委員の選挙の日です

農業委員の選挙の日です
農業委員は農業及び農業者の真の代表です。
みなさんの農業経営の発展を支援する重要な任務をもつてい

農業委員会のしごと

- 農地に関する総合的なしごと
- 農業や農村の振興計画のしごと
- 農業経営の合理化と生活改善のしごと
- 農業及び農業者を代表した意見の公表・建議
- 農業者年金のしごと
- 税制・税務対策のしごと
- 農業の担い手育成支援対策のしごと
- その他、農業に関する総合的な相談

農業委員会より



● 小学校農業体験指導

農業委員会では5月23日(金)に小学校において5年生の田植えと2年生のサツマイモ植付け指導を行ないました。

● サツマイモ植付け

5月23日(金)倉見圃場においてサツマイモの植付け作業を実施しました。10月には収穫祭を実施予定です。

● 新品種の作付け

下暮地フットサル場下の圃場にトウモロコシを播種しました。品種は「甘々娘」といい、徳島県原産のとても糖度の高い品種です。興味のある方はフットサル場下圃場まで。



福祉保健課

献血にご協力を！

病気や交通事故などで大量に出血された患者さんの命を救うためには輸血が必要です。その輸血用の血液確保のために「献血」が必要です。血液は生きた細胞であるため、人間の体の中では造られず、人工的に造ることはできません。また、輸血用血液は長い間保存するができません。輸血で人を救うためには、献血していただくしか方法がないのです。

健康なあなたの血液を社会に役立ててください。
献血へのご理解、ご協力をお願いいたします。

日時 平成20年8月5日(火)
午前10時～午後3時
場所 いきいき健康福祉センター



いきいきパワーアップ健診
(高齢者健の特定健診)
の申し込みについて

下記の日程において、いきいきパワーアップ健診を行います。申し込みの際は保険証を用意の上、いきいき健康福祉センターまで電話または直接申し込んでください。社会保険の被扶養者の方は、受診券が必要です。なお、肺がん・乳がん検診やその他、詳細については、センターにお問い合わせください。
☎25-4000

日程	8月1日(金)・4日(月)
時間	午前8:30～9:45
場所	いきいき健康福祉センター
対象者	65歳以上(昭和18年8月31日以前に生まれた方)
受診内容	・生活機能評価 ・超音波検診 ・特定健診 ・胃がん検診 ・大腸がん検診
申込期間	6月23日(月)～7月18日(金)

のびのび広場(いいき)

毎月第3木曜日、いいき健康福祉センター2階でキッズサロン開催中に親子のふれあいを目的に保育士と歌を歌ったり、曲に合わせてリズム遊びをしています。申し込み不要です。お友だちを誘って遊びに来てください。

日時 毎月第3木曜日
午前11時～12時

場所 1 2階
いいき健康福祉センター

講師 西桂町保育所の保育士



税務住民課

税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置について

平成19年中の所得が大きく下がり、所得税がかからなくなつてしまつた場合、平成19年度分の住民税(平成18年中の所得で計算)で税負担が上がつた分を平成19年分の所得税で調整することができなくなつてしまいます。

このため、平成19年度の合計課税所得金額について、税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行つた後の税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を、差し引いた額を減額します。既に納税済みの場合は、還付しません。

この所得変動に伴う経過措置を受けるためには、平成19年度分町・県民税を課税した市区町村(平成19年1月1日現在お住まいの市区町村)へ、減額申告書を提出してください。

他市区町村へ転出された方は申告先をお間違えにならないようご注意ください。

なお、該当者には税務係から事前に通知する予定です。
申告期限は、7月1日(火)～7月31日(木)までです。



実施要綱

富士五湖広域行政事務組合
消防職員採用試験を
次のとおり実施します。

平成20年度富士五湖広域行政事務組合 消防職員採用試験

1. 採用職種及び採用予定人員

(1) 職種 消防吏員 (2) 採用予定人員 7名

2. 受験資格

(1) この試験が受けられる者

- ① 大学卒：昭和59年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者
- ② 高校以上卒：昭和61年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者
- ③ 平成21年3月前記各学校を卒業見込みの者

(2) 身体要件

- ① 身長：1.6メートル以上
- ② 胸囲：身長 \times 2分の1以上
- ③ 体重：52キログラム以上
- ④ 体質：健全で四肢に支障のない者
(呼吸器・心臓疾患・腹部内臓器に疾病のない者)
- ⑤ 視力：弁色力及び聴力が完全である者
- ⑥ 言語明瞭で発声充分である者

(3) 住所要件

採用時において構成市町村に住所を有し、その後も当該地域に継続して居住する者

3. 欠格条項

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 受験手続及び受付期間

- (1) 山梨県町村職員統一採用試験申込書に記入して申込み下さい。郵送の場合は、封筒の裏に「町村職受験」と朱書きし書留郵便にしてください。なお、「受験票」には宛先を明記し、50円切手を貼って下さい。
- (2) 申込書の受け付け期間
平成20年7月9日(水)から7月30日(水)まで、受付時間は午前9時から午後5時までとする。
(土曜、日曜日及び祝日は除きます。)なお、郵送の場合は7月30日消印のあるものまで受付します。
- (3) 診断書
富士五湖広域行政事務組合所定のもの 1通
- (4) 申込先及び問合せ先
〒403-8599 富士吉田市下吉田1896番地
富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部 管理課
☎0555-22-4428

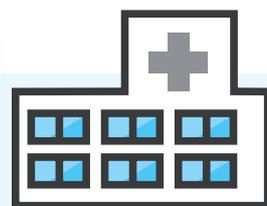
5. 第一次試験

- (1) 日時及び場所
平成20年8月31日(日) 午前9時00分(受付時間 午前8時30分から)
山梨学院大学(12号館、16号館) 甲府市酒折2-4-5
- (2) 試験方法
① 教養試験(公務員として必要な知識・技能について)
② 消防適性検査(消防職員としての適応性の検査を行う)

6. 第二次試験

- (1) 日時及び場所
平成20年10月上旬に行いますが、日時場所等については第一次試験合格者に通知します。
- (2) 試験方法
① 文書による表現力等についての試験
② 人物について面接による試験 ③ 一般性格診断検査
④ 職務遂行に必要な体力度試験(運動靴、ジャージを持参)

保険税は大きく変わります



国民健康保険税の算定に「後期高齢者支援金分」が加わること

後期高齢者医療制度創設に伴う国民健康保険税の軽減など

75歳（一定の障害のある方は65歳）以上の方は、後期高齢者医療制度に移行します。これにより、国民健康保険に加入していた世帯が、別々の保険制度に加入することにより、世帯の国民健康保険税が急激に増加することが想定される次のような場合は、一定期間保険税について緩和措置が図られます。

(1) 低所得者に対する保険税の軽減

保険税の軽減を受けている世帯について、国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行者が生じた場合、国民健康保険の加入者が減少しても、世帯構成と収入要件が変わらなければ、5年間はこれまでと同様に軽減されます。



(2) 平等割で賦課される保険税の軽減

国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行者が生じたことにより、国民健康保険加入者が1人となった場合、5年間は世帯別平等割額が半額になります。

(3) 扶養者であった方の保険税の減免（旧被扶養者）

後期高齢者医療制度の創設に伴って、制度創設時の後期高齢者または制度創設後に75歳に到達することにより、被用者保険から後期高齢者医療制度へ移行された方の被扶養者（旧被扶養者）が国民健康保険に加入する場合、当該被扶養者であった方については2年間、申請により次のような減免措置が図られます。なお、国民健康保険組合は被用者保険ではありません。

- ①旧被扶養者に係る所得・資産割額については、所得・資産の状況にかかわらず免除します。
- ②旧被扶養者に係る均等割額については、法令に基づく低所得者軽減額と合わせて半額とします。
- ③旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、旧被扶養者の属する世帯に係る世帯別平等割について、法令に基づく低所得者軽減額と合わせて半額とします。

■ 旧被扶養者とは

国民健康保険の被保険者（国民健康保険の被保険者の資格を取得した日の属する月以後2年を経過する月までの間である方に限ります）のうち、次に該当する方です。なお、対象者確認のため、被用者保険から加入する場合は「資格喪失連絡票」、適用期間内に他市町村からの転入の場合は、「旧被扶養者異動連絡票」の提出をお願いします。

- ①国保の被保険者の資格を取得した日に65歳以上である方。
- ②国保の被保険者資格を取得した日の前日に被用者保険の被扶養者であった方。
- ③国保の被保険者資格を取得した日の前日に扶養関係にあった被用者保険の被保険者本人が、その翌日に後期高齢者医療被保険者となった場合。

後期高齢者支援金とは

後期高齢者医療にかかる費用のうち、後期高齢者被保険者の皆さんが医療機関で支払う窓口負担を除いた分を、公費（国・県・市町村）から5割、後期高齢者医療被保険者の皆さんから保険料として1割、残りの約4割を現役世代（0歳～74歳）からの支援（後期高齢者支援金）として負担することになります。この4割の負担分を「後期高齢者支援金分」として、新たに保険税として算定するものです。これは、国民健康保険加入者だけでなく、社会保険などの健保組合加入者も負担することになっています。

《国保税は国保の大切な財源》

みなさんが納める保険税は、お医者さんにかかった時の医療費や、子供が生まれた時の給付などにあてられています。そのため、保険税を納めない人が一人でもいると、国保の財源が不足し、健全な運営に支障をきたすことになります。保険税は納期内に忘れずに必ず納めましょう。また、どうしても納付が困難なときは早めに役場税務住民課へご相談ください。



平成20年度から国民健康

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）が施行されたことに伴い、新たにや年金からの特別徴収の開始など国民健康保険税が大きく変わります。

国民健康保険税の算定に新たに「後期高齢者支援金分」が加わります

後期高齢者医療制度の開始に伴い、国民健康保険加入者の保険税の算定方法が変わります。これまで国民健康保険税は、医療分と介護分（40～64歳の方）とを併せて課税していましたが、新たに「後期高齢者支援金分」（表1）を合算して課税することになります。また、課税限度額は、医療分47万円（減額）、後期高齢者支援金分12万円（新規）、介護分9万円（据え置き）に改正されます。これにより、医療分・後期高齢者支援金分・介護分の合算の課税限度額は、19年度に比べ3万円引き上げられます。この改正に伴い、保険税率も変わりますが、従来の医療分を医療分と後期高齢者支援金分に分割するため、課税限度額改正に伴う影響を除いては、前年と同一所得・同一世帯構成であれば課税額は変わりません。なお、介護分は据え置きとなります（表2）。

表1 国民健康保険税の算定方法

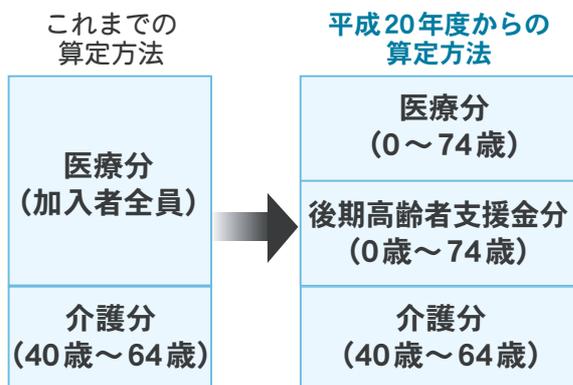


表2 国民健康保険税の変更内容

区	分	改正前	改正後
医療分	所得割額	6.2%	5.0%
	資産割額	42.0%	32.0%
	均等割額	27,000円	22,000円
	平等割額	32,000円	25,000円
	賦課限度額	560,000円	470,000円
後期高齢者支援金分	所得割額	—	1.2%
	資産割額	—	10.0%
	均等割額	—	5,000円
	平等割額	—	7,000円
	賦課限度額	—	120,000円
介護分	所得割額	1.0%	1.0%
	資産割額	6.5%	6.5%
	均等割額	7,000円	7,000円
	平等割額	5,000円	5,000円
	賦課限度額	90,000円	90,000円

年金から国民健康保険税の特別徴収が開始されます

平成20年10月開始

これまで、納付書及び口座振替のいずれかの方法により納税していただいていたのですが、平成20年度から次に該当する年金受給者の方については、原則として年金より天引きとなる「特別徴収」という納付方法に変わります。西柱町では、平成20年10月に支給される年金から「特別徴収」を開始します。特別徴収対象者の方には、7月中に納税通知書（特別徴収用）を送付します。なお、平成20年4月から9月分については、7月上旬に普通徴収の納税通知書を別に送付しますので、納付書もしくは口座振替による方法で納税をお願いします。

「特別徴収」は、次の①～④のすべてに該当する方が対象となります

- ①世帯主が国民健康保険の被保険者となっていること。（世帯主の方が被用者保険の加入者である場合や後期高齢者医療制度の加入者である場合は、特別徴収の対象になりません）
- ②世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳～74歳であること。（同じ世帯に65歳未満の国民健康保険の被保険者の方がいる場合は、特別徴収の対象になりません）
- ③特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であること。
- ④介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の2分の1を超えていないこと。（2分の1を超える場合は、国民健康保険税の特別徴収を行わず、介護保険料のみが特別徴収されます）

※平成20年度中に75歳になる世帯主については、年度途中で後期高齢者医療制度に移行することから、特別徴収は行いません。従って、今まで通りの普通徴収（納付書もしくは口座振替）による方法で納税をお願いします。

富士急ハイランドから お知らせ

富士急ハイランドでは西桂町の町民の方々を対象に、特別料金を設定しました。

期 間 平成20年7月16日(水)～7月31日(木)

券 種	区 分	設定料金	通常料金
フリーパス券	大 人	2,900円	4,800円
	中 人	2,600円	4,300円
	小 人	2,200円	3,500円
入 園 券	大 人	500円	1,200円
	中 人	500円	1,200円
	小 人	300円	600円

※免許証等、西桂町に在住していることが証明できるものをご持参ください。

※小学生は、名札をご持参いただければ、対象とします。

お問合せ先

㈱富士急ハイランド
販売促進部
☎24・6888

〜ひとりで悩まないで〜 「全国親の会」 甲府大会

不登校・ひきこもり・ニート・家庭内暴力・摂食障害などのお子さんを持つ方、子育てでお悩みの方、教育関係の方々、一緒にそれぞれの問題を考えてみませんか？

と き 7月13日(日)

午前10時30分～午後4時15分

と ころ 山梨県立男女共同参画推進センター ぴゅあ総合

内 容 第1部 体験談と質疑

応答 第2部 自律訓練法と

グループディスカッション

講 師 金盛浦子(東京心理教

育研究所所長・臨床心理士)

定 員 250人(申込み制)

参加費 無料

申込方法 電話又はFAXで

お問合せ先 NPO法人SEPPY

(セビー)倶楽部

☎03・3942・5006

(電話受付時間…火～土曜10

時30分～15時)

FAX 03・5940・4030

退職金は国の制度で

中退共制度は、中小企業で働く従業員のための外部積立型の国の退職金制度です。

第56回 山梨県統計グラフコンクール作品募集

山梨県では、県民の皆さんに統計グラフの作成を通して、統計を活用し、親しんでもらうため「統計グラフコンクール」を実施します。11月には、県民情報プラザに優秀作品を展示します。あなたの作品・メッセージを県民のみなさんにアピールするチャンスです。ふるってご応募ください!!

応募資格 県内在住の小学生以上で、6つの部門があります。

- 第1部…小学校1・2年生
第2部…小学校3・4年生
第3部…小学校5・6年生
第4部…中学生
第5部…高校以上の生徒・学生、一般
パソコン統計グラフの部…小学生以上

課 題 自 由 (ただし、小学校4年生以下の児童については、自ら観察または調査した結果をグラフにしたものとします。)

規 格 B2判 (72.8cm×51.5cm 紙質、色彩は自由ですが、パネル仕上げ、表面のセロハンカバー等の調整はしないでください。)

応募方法 山梨県企画部統計調査課あて郵送又は持参

応募期限 平成20年9月5日(金)

表 彰 部門ごとに、知事賞1点以内、教育長賞2点以内、入選2点以内、佳作若干(賞状と賞品を贈ります。また、参加者全員に参加賞を贈ります。)

そ の 他 ・優秀な作品については「統計グラフ全国コンクール」に出品します。
・用紙は統計調査課に用意してありますので、お申し出ください。
・より詳しい内容については
http://www.pref.yamanashi.jp/toukei/gracon_h20.html をご覧ください。

問合せ先 山梨県企画部統計調査課 TEL 055-223-1344
FAX 055-223-1347

掛金助成や税法上の優遇など、有利な特典がいろいろあります。安全・確実な中退共制度をぜひご利用ください。

◆お問合せ先
(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
☎03・3436・0151



児童館こどもまつり

5/31に「第12回児童館こどもまつり」を開催しました。300人を越える参加者に会場は、おおにぎわいとなりました。

オープニングの「マジックショー」では鳩もとび出し、「よさこいソーランショー」では会場にいる人も一緒に踊って盛り上がり、模擬店も大人気で、集会室では親子連れやこども達がおいしそうに食事を頂く姿が見られました。遊びやクラフトコーナーも大勢の人でにぎわっていました。

ご協力頂いた民生委員さん、ボランティアのお母さん方、学生の皆さんに感謝致します。ありがとうございました。



児童館活動報告

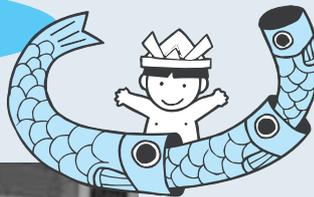
5/17 おむすび作り



お米をとぐことから始め、ご飯を炊きました。炊き上がるまでの間に卵焼きとウィンナーのおかずを作り、おむすびは好きな具で3つ作りました。天気もよく公園で食べました。自分で作ったおむすびはとてもおいしく、みんな完食でした。

ひよこ学級活動報告

5/17 こいのぼり製作



紙皿を使い「こいのぼりのレターボックス」を作りました。お母さんと一緒に紙皿にお絵描きをしたり、目やうろこを貼ってかわいく仕上がりました。こいのぼりの紙芝居もとても上手に見ることが出来ました。

母親クラブ活動報告

5月16日、各自持ちよった布に、好きなキャラクターのアップリケを子どもと一緒に貼り付けリュックを作りました。リュックの中にお菓子を入れこども達はうれしそうでした。その後みんなでお菓子を食べ、たのしく過ごしました。





一日所長、一日保育士

5月13日(火)一日所長、一日保育士として、役員の方々が子ども達に関わって下さいました。子ども達は、お父さん、お母さん先生とブロック・折り紙・戸外遊びなど楽しい時間を過ごし、たくさん甘えることができました。



父母の会

5月31日(土)父母の会が行われ、多くの保護者の方々に参加をしていただきました。各クラスで活動をし、日頃の子ども達の様子を参観、親子で粘土遊び、ふれあい遊び、手作りおもちゃ作りなどで楽しく過ごしました。後日、保護者の方々より子ども達の成長した姿を見ることができた・・・との感想をいただきました。ご協力ありがとうございました。



中学校図書室において
有効に活用させて頂きます。

夏目漱石作品集ほか

小林満枝さん

温かい善意を
ありがとうございます

人口と世帯

平成20年6月1日現在

男	2,368人 (-2)
女	2,468人 (-6)
合計	4,836人 (-8)
世帯	1,490世帯 (-4)

上町岩田重次 浩実 親族
5月届出

おくやみ(死亡)

上倉柿上柿柿
町暮地見園町園園
宮山齋杉希杉中
下城院田代田村
阿袖佑春夢祐公
陸翔斗乃穂也大
昌輝誠政亮貴知保
彦彦徳徳子弘護著

おめでた(誕生)

慶弔

7月・8月上旬 行事予定表

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
7月の納税 固定資産税 第2期 国民健康保険税 第1期 介護保険料 第1期 後期高齢者医療保険料 第1期		7月 1 ●マタニティクラス am10:00~ (いきいき健康福祉センター)	2 ●ひよこ学級 am10:00~ (児童館) ●プール開き (保育所)	3	4	5 ●エッグカップで夏かざり am10:00~ (児童館)
6 ●農業委員会委員選挙	7	8 ●マタニティクラス am10:00~ (いきいき健康福祉センター) ●「ねんきん特別便」無料相談所開設 am9:00~pm4:00 (役場)	9	10	11	12 ●児童館休館 ●中学校図書室一般開放日 am10:00~pm3:00
13	14	15 ●両親学級 pm7:30~ (いきいき健康福祉センター)	16 ●1歳6ヶ月健診 pm1:15~ (いきいき健康福祉センター)	17	18 ●未満児の会 (保育所)	19 ●バームクーヘン作り am10:00~ (児童館) ●夏の特定健診及びがん検診 am8:30~ (いきいき健康福祉センター)
20	21 海の日	22	23	24	25	26 ●児童館休館 ●中学校図書室一般開放日 am10:00~pm3:00
27	28	29	30 ●乳児健診 pm1:30~ (いきいき健康福祉センター)	31 ●すくすく1歳育児相談 am10:00~ ●5歳児健康相談 pm4:00~ (いきいき健康福祉センター)	8月 1 ●いきいきパワーアップ健診 am8:30~ (いきいき健康福祉センター)	2 ●水あそび am10:00~ (児童館)
3	4 ●いきいきパワーアップ健診 am8:30~ (いきいき健康福祉センター)	5 ●献血 am10:00~ (いきいき健康福祉センター)	6	7	8 ●「児童館自然体験キャンプ in なかとも青少年自然の里」	9 ●児童館休館 ●中学校図書室一般開放日 am10:00~pm3:00
10	11	12	13	14	15 ●育児学級 am10:00~ (いきいき健康福祉センター) ●ふるさと夏まつり pm2:00~ (西桂中学校グラウンド)	16 ●児童館休館

行事予定・人のこゝろ



この広報紙は環境保護のため、再生紙、大豆油インキを使用しています。